

# 江東区立東陽中学校 同窓会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 名称 本会は江東区立東陽中学校同窓会と称する。
- 第2条 目的 本会は会員相互の親睦を図り、会員と学校及び地域との関係を密にし、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 事務局 本会の事務局は江東区立東陽中学校内とする。
- 第4条 事業 本会の目的を達成するために、下記の事業を行う。
- (1) 総会・懇親会等
  - (2) 名簿・会報等の発行
  - (3) 学校行事への参加・協力
  - (4) その他

## 第2章 会員

- 第1条 本会は下記の会員によって構成する。
- (正会員) 江東区立東陽中学校卒業生及び同窓生
  - (名誉会員) 本校の現教職員・旧教職員
  - (賛助会員) 本校の現PTA役員、委員・旧PTA役員、委員・地域町会長・他

## 第3章 役員・委員

- 第1条 本会には次の役員を置く。
- 名誉顧問（歴代校長）
  - 顧問（歴代PTA会長）
  - 名誉会長（1名）（現校長）
  - 会長（1名）
  - 副会長（若干名）
  - 事務局長（1名）（現副校長）
  - 書記（若干名）
  - 会計（若干名）
  - 会計監査（2名）
  - 企画広報（若干名）
  - 代表幹事（各期2名以上）
- 第2条 役員を選出
- 会長は正会員の中から役員会にて選出する。
  - 会長は副会長以下の役員を任命する。
  - 未成年者及び学生は代表幹事以外の役員となることはない。
- 第3条 役員任期
- 役員任期は10年以内とする。

#### 第4条 委員

卒業時に各クラスから選出し、その中から代表幹事を2名以上選出する。  
事務局内にホームページ作成管理委員会・名簿作成委員会を設置し、各期よりその委員を選出する。

#### 第4章 退会事由及び手続き

第1条 本会の退会手続きは下記のとおりとする。

- (1) 正会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を本会会長に提出し任意に退会することができる。
- (2) 会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。
- (3) 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、理由を付して入会願を提出する。役員会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

#### 第5章 会議

第1条 本会の運営のため、次の会議を行う。

##### 総会

前回から10年以内に開催とする。必要に応じて会長は臨時に開催することができる。日程の告知は学区内の町会に協力頂き、広告を貼ること、本校ホームページに掲載を基本の方法とする。

総会での決議事項は下記のとおりである。

- (1) 前年度事業報告及び収支決算報告を行い、承認決議する。
- (2) 新年度事業計画及び予算計画を審議、承認する。
- (3) その他

##### 役員会

役員会は会長・副会長・事務局長・書記・会計及び顧問をもって構成し、会長はこれを招集する。

#### 第6章 会計

第1条 本会の会計は下記のとおりとする。

- (1) 入会金 正会員は卒業時に納入する。
- (2) 会費 総会・懇親会の当日に会費として納入する。
- (3) 臨時会費、事業収益、寄付金などをもって経費とする。
- (4) その他 総会に必要な経費はその都度これを徴収することができる。
- (5) 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第2条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### 第7章 付則

第1条 本会則の変更は総会参加者の過半数の決議を必要とする。

第2条 本会則は平成26年9月21日より施行する。

第3条 本会則は令和7年5月29日より施行する。(退会、総会、会計について改訂)